

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき公告します。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成24年8月6日

新潟市水道事業管理者
局長 元井悦朗

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ディーゼルエンジン発電機 1台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行場所

入札説明書のとおり。

(4) 履行期限

入札説明書のとおり。

(5) 入札方法

上記1(1)の調達物品ごとにそれぞれ総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 新潟市水道局の競争入札参加者資格審査において審査を受け資格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(5) その他入札説明書で定める要件。

3 入札手続等

- (1) 担当部局，問合せ先及び契約条項を示す場所
郵便番号 951-8560
新潟市中央区関屋下川原町 1 丁目 3 番地 3
新潟市水道局業務部財務課契約係
電話 025-232-7323（直通） F A X 025-231-3100
- (2) 入札説明書等の公開期間及び入手方法
公開期間 平成 24 年 8 月 6 日から平成 24 年 8 月 29 日まで
入手方法 本公告の日から新潟市水道局ホームページ（下記アドレス）でダウンロードすること。
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/wto_nyusatsu.html
- (3) 一般競争入札参加申請書の提出期間，場所及び提出方法
平成 24 年 8 月 6 日から平成 24 年 8 月 29 日 17 時まで上記 3 (1) に持参又は郵送（書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
- (4) 仕様書等についての質疑書の提出期間，場所及び提出方法
平成 24 年 8 月 6 日から平成 24 年 8 月 29 日 17 時まで，上記 3 (1) へファクシミリにより提出すること。
- (5) 入札・開札の日時，場所
平成 24 年 9 月 25 日 午前 10 時 00 分
場所は，上記 3 (1) の同所 入札室
- (6) 入札書の提出方法（持参又は郵送すること。）
持参の場合 上記 3 (5) に指定する日時・場所に持参。
郵送の場合 平成 24 年 9 月 24 日 17 時まで上記 3 (1) の場所に必着とする。
（郵送の場合は書留等の配達記録が残るものに限る。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 契約額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし，規程第 3 3 条の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 入札の無効
 - ア 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
 - イ 入札書の記載事項中入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
 - ウ 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
 - エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札
 - オ 公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる入札
 - カ 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
 - キ 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

ケ 上記エ、オに該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

上記 2 (1) に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。

(9) 本公告に示した調達は、本調達に係る平成 24 年度予算の成立を条件とする。

(10) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Type and Quantity of Product for Procurement:

Diesel engine generator: 1

(2) Date for Submitting Tender:

September 25, 2012 (10:00 AM)

(3) Contact for Information about Tenders:

Contract Section, Financial Division, Business Administration Department,
Water Supply Bureau, City of Niigata

1-3-3 Sekiya-shimokawara-cho, Chuo-ku, Niigata City 951-8560

Telephone: 025-232-7323

入札説明書

調達物品名 ディーゼルエンジン発電機

新潟市水道局業務部財務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「規程」という。）、新潟市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成19年新潟市水道局管理規程第4号。以下「特例規程」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、新潟市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

ディーゼルエンジン発電機 1台
（案件番号 第240397号）

(2) 調達物品の仕様・性能等

別添「ディーゼルエンジン発電機仕様書」のとおり

(3) 納入場所

新潟市水道局 阿賀野川浄水場 構内（新潟市江南区横越上町1-1-1）

(4) 納入期限および納入方法

別添「ディーゼルエンジン発電機仕様書」のとおり

(5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市水道局の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）。
- (4) 新潟市水道局競争入札参加資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市水道局競争入札参加資格業者指名停止等措置要領での別表2の10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後10年間の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス体制等を要し、納入場所において迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制を有すること。
- (7) 別添調達物品の仕様書に基づく、今回調達物品における仕様書および性能を証明する資料等を提出できるものであること。尚、上記の提出書類はいずれもJISに定める仕様書様式に準ずるものとし、

別添調達物品の仕様書に対応する部分に蛍光ペンでしるしをつけること。

- (8) 「アフターサービス・メンテナンスの体制表」(別紙1)、「サービス部品在庫一覧表」(別紙2)を提出できるものであること。

3 問い合わせ先等

郵便番号 951 - 8560

新潟市中央区関屋下川原町 1-3-3

新潟市水道局業務部財務課契約係

電話 025 - 232 - 7323 (直通)

FAX 025 - 231 - 3100

4 競争入札参加申請等

- (1) 本件調達物品の入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加申請書」(様式第1号)を、平成24年8月29日17時までに、上記3の場所に直接持参または郵送(書留等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。
- (2) 上記2(7)(8)に示した提出書類は、一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。
- (3) 入札予定者は、提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知を平成24年9月13日までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成24年9月25日(火) 午前10時00分

イ 場所 上記3の同所 入札室

(2) 郵送による場合の入札書の受領期間及び提出先

ア 受領期間 平成24年9月14日から平成24年9月24日 17時まで

イ 提出先 上記3の場所へ送付すること。

ウ 郵送方法 書留等の配達記録が残るものに限る。

- (3) 競争加入者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は、「質疑書」(様式第2号)を平成24年8月6日から同年8月29日17時まで、上記3へファクシミリにより提出すること。

- (4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

- (5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加

資格確認結果通知書(写し可)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する「委任状」(様式第4号)を提出すること。

(8) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

(9) 競争加入者又はその代理人は、「入札書」(様式第3号)及び「委任状」(様式第4号)を使用すること。

(10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した「入札書」を提出しなければならない。

ア 競争加入者の住所、会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)

イ 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社(商店)名、受任者氏名(代理人の氏名)及び押印

ウ 入札金額

エ 履行期限、履行場所(納入場所)

オ 品名、数量、単価及び金額

カ 品質・規格(「仕様書のとおり」という記載でも可)

(11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

(12) 入札書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵送(書留等の配達記録が残るものに限る。)により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

(13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン(鉛筆は不可)を使用すること。

(14) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(15) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

(20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10 契約保証金

規程第32条により、契約金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規程第33条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

11 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当局の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 契約条項

別添「契約書（案）」による。

14 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市水道局の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を平成24年8月29日17時までに下記へ提出すること。

なお、申請書類は新潟市水道局ホームページから取得することができるほか、新潟市水道局業務部財務課で交付する。

郵便番号 951 - 8560

新潟市中央区関屋下川原町 1 - 3 - 3

新潟市水道局業務部財務課契約係

電話 025 - 232 - 7323

http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/wto_shinsei.html

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先)新潟市水道事業管理者

申請者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記の案件に係る一般競争入札(WTO)に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	平成24年8月6日
案件番号	第240397号
調達物品名	ディーゼルエンジン発電機

質 疑 書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
(電話番号)
(FAX番号)

- 1 案件番号 第240397号
- 2 調達物品名 ディーゼルエンジン発電機

回答は、本質疑書の提出後10日以内に新潟市水道局ホームページ内、[水道局入札]の[政府調達(WTO)契約に係る入札]に掲示します。(下記アドレス)

(http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/wto_nyusatsu.html)

質 疑 事 項

注1 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合(入札に必要な事項に限る)にのみ提出してください。

注2 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

入札書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住所

氏名

印

新潟市水道局契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額			百			千			円
入札保証金			百			千			円
								免除	
履行期限	平成 年 月 日								
履行場所									
品名	品質・規格		数量		単価		金額		
備考									

様式第3号

[記載例]

入札書

平成24年9月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住所 県 市 区 町 丁目 番 号

氏名 株式会社 代表取締役 印

受任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください。

受任者 印

新潟市水道局契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額			百			千			円
			¥						
入札保証金			百			千			円
								免除	
履行期限	平成 年 月 日								
履行場所	部 課								
品名	品質・規格		数量		単価		金額		
ディーゼルエンジン発電機			1台		,		,		
	“仕様書のとおり”								
	という記載でも結構です。								
備考									

委任状

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

私は次の者をもつて、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住 所

氏 名

印

受任者 氏 名

印

記

件 名 ディーゼルエンジン発電機

様式第4号

[記載例]

委任状

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

私は次の者をもつて、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所	県 市 区 町
	丁目 番 号
	株式会社
氏 名	代表取締役
	印

受任者 氏 名 印

記

件 名 ディーゼルエンジン発電機

別紙 1

アフターサービス・メンテナンスの体制表

メーカー（営業所または本・支社等）

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

製作工場等

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

代理店等

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

部品供給センター等

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

サービス工場等

名 称	
代表者	
住 所	
T E L	
担当者	

消耗部品 輸送手段：
 所要日数：
 一般部品 輸送手段：
 所要日数：

- (注) 1. 部品供給センターからサービス工場までの輸送手段と所要日数を記入する。
 2. 消耗部品とは通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗、又は劣化により交換が必要となる部品をいう。
 3. 一般部品とは、5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品
 4. 所要日数が消耗部品で1日、一般部品で3日を超える部品については、その名称と所要日数を記載した書類を提出すること。

別紙 2

サービス部品在庫一覧表

調達物品名 :

	項 目	内 容	在庫量 (台分)			供給 可能 年数	備 考
			営業所 (本・支 社含む)	部品 センター	サービ ス 工場		

(注) 1 . サービス部品とは、消耗部品、一般部品及びディーゼルエンジン発電機の機能、性能を維持するために必要不可欠な部品をいう。

ディーゼルエンジン発電機仕様書（可搬形）

1. 概要

この仕様書は、ディーゼルエンジン発電機（可搬形）に適用するもので、納入機は下記に定める仕様及び性能を満足するほか、必要十分な耐久性、信頼性を有するものとする。また、ここに明記されていない部分については、新潟市水道事業管理者 元井悦朗（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

2. 納入数量

1台

3. 納入場所

新潟市水道局 阿賀野川浄水場 構内（新潟市江南区横越上町1-1-1）

4. 納期

契約の日から平成25年2月28日まで

5. 仕様・性能

ディーゼルエンジン発電機（可搬形）			複電圧仕様（200V - 400V 切替式）					
発 電 機	励磁方式		ブラシレス方式（AVR 付）					
	極 数		4 極					
	相 数		三相 4 線式					
	力 率		80					
	周 波 数		Hz	50	60			
	定格出力		kVA	554 以上		610 以上		
	定格出力		kW	443 以上		488 以上		
	電 圧		V	200	400	220	440	
	電 流		A	1,599 以上	799 以上	1,600 以上	800 以上	
	単 相 出 力	電 圧		V		100		110
専用端子		kVA		-		-		
コンセント		kVA		1.5 × 2 個以上		1.65 × 2 個以上		

エンジン	種類		ディーゼルエンジン	
	型式		水冷4サイクル	
	燃焼室型式		直接噴射式（過給機・給気冷却器付）	
	燃料		軽油	
	燃料タンク容量		490	
	燃料消費量	/h	81.8以下（75%負荷時）	93.7以下（75%負荷時）
	騒音値 （低騒音型）	dB/7m	67以下	71以下
寸法・重量	全長	mm	5,600程度	
	全幅	mm	1,700程度	
	全高	mm	2,400程度	
	重量	Kg	9,000程度（乾燥重量）	

6. 納入方法

- (1) 納入時、担当職員の指示により阿賀野川浄水場構内の屋外指定箇所に積下しを行うこと。
- (2) 納入時、燃料を満量とすること。

7. その他の事項

- (1) 機器及び取扱説明書が日本語対応であること。
- (2) 取扱説明書を提出すること。
- (3) 納入時に試運転調整及び担当職員に取扱説明をすること。

8. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生した時は、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

(案)

契 約 書

契 約 金 額			百			千			円		銭	厘	毛
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥													
品 名	品 質・規 格				数 量		単 価		金 額				
履 行 期 限	平 成 年 月 日												
履 行 場 所	新潟市水道局指定場所												
契 約 保 証 金			百			千			円	現 金 有価証券			
特 約 条 項													

上記物品の供給について新潟市水道局を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 新潟市水道局
代表者 新潟市水道事業管理者
局長 元井悦朗 印

乙 住所
氏名 印

物品供給契約条項

(権利義務の譲渡等の制限)

第1条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(履行の監督)

第2条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(履行の確認)

第3条 乙は、契約に定める義務を履行したときは、その旨を、甲に通知しなければならない。

2 前項の通知があったとき、甲は、その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて検査を行なうものとし、乙が立会いわないときは、乙の欠席のまま、検査をすることができる。

3 熱量、強度の測定、含有量の分析試験等を含む検査について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」と読み替える。

4 甲は、検査の結果、契約に適合していると認められる物品は、その引渡しを受けるものとし、契約に適合していないと認められる物品は、乙に期間を定めてその物品の取換え、補修若しくは改造をさせ、さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において、乙は、甲から取換え、補修若しくは改造を指示されたときは、自己の負担によりすみやかにこれを履行し、甲に通知しなければならない。

5 前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は、甲が乙から取換え、補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。

6 甲は、検査の結果、契約に適合していないと認めるものであっても、適合していない程度が軽微で、甲が使用するに支障がないと認めるものについては、契約金額を減額して引渡しを受けることができる。

(所有権の移転)

第4条 供給物品の所有権は、甲が検査に合格したものと認めたときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 供給物品の容器、外包の所有権は、契約に定めがある場合を除き、甲に帰属するものとする。

(不合格品の引取り)

第5条 乙は、甲が検査の結果、契約に適合していないと認める物品(第3条第6項の規定による物品を除く。以下同じ。)については、甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により、搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その物品の保管について責を負わないものとし、必要があると認めるときは、任意に処分することができる。

(契約金額支払の時期)

第6条 甲は、供給物品の所有権が甲に移転したのち、乙の請求により契約金額を支払うものとする。

2 前項の支払は、甲が、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内にしなければならないものとする。

(支払遅延利息)

第7条 乙は、甲の責に帰すべき理由により、前条第2項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率で、甲に対し、支払遅延による遅延利息を請求することができる。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責に帰すべき理由により、第3条第2項及び第3項に定める期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数を、第6条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとし、乙は、そのこえる日数に応じ、前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約保証金の還付)

第9条 契約保証金は、次の各号の一に該当するときに還付する。
(1) 乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。

(2) 甲が第12条第1項又は第13条により契約を解除したとき。
(遅延届)

第10条 乙は、契約の定める履行期限までに、義務の履行をすることができないと認められたときは、直ちに、その理由、納入予定日等を書面を持って甲に届け出て、その指示を受けなければならない。

(違約金)

第11条 甲は、乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは、遅延日数1日につき、契約金額(単価契約の場合は、契約単価に確定納入数を乗じた金額とする。)1,000分の1に相当する額の違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、契約金額支払の際にその契約金額と相殺し、又は契約保証金が納入されているときは、これをもって違約金に充て、なお、不足があるときは、追徴するものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、必要があるときは、契約を変更し、若しくは中止させ、又は解除することができる。

2 甲は、乙が新潟市水道局契約規程(以下「規程」という。)第35条第1項第1号から第4号まで及び第6号に該当するときは、契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対し、契約金額(単価契約の場合は、契約単価に入札又は見積合わせ時の予定数量を乗じた額)の10分の1に相当する額以上の違約金を支払わなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲の責に帰すべき理由により、契約の履行をすることができなくなったときは、契約の変更若しくは中止、又は解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも、また、同様とする。

2 甲は、前項の規定による乙の申し出があったときは、契約を変更し、若しくは中止させ、又は解除することができる。

(損害賠償)

第14条 甲が、第12条第2項により契約を解除した場合において、甲に損害があるとき、又は第12条第1項若しくは第13条第1項前段の規定により契約を変更し、若しくは中止させ、又は解除した場合において、乙に損害があるときは、甲又は乙は、それぞれ乙又は甲に対し、その損害賠償を請求することができる。

2 前項の損害額は、甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に損害を賠償させるときは、契約金額支払の際に、その契約金額と相殺し、又は契約保証金が納入されている時は、これをもって損害に充て、なお不足があるときは追徴するものとする。

(既済物品の処置)

第15条 契約が解除された場合において、すでに履行場所へ納入されている物品、または既済の物品があるときは、甲が検査のうえ契約に適合するものと認めるものに限り、その代価を支払い、甲が取得することができる。

(危険負担)

第16条 供給物品の所有権移転前に生じた損害は、甲の責に帰すべきもののほか、すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第17条 甲に所有権が移転した日から1年間のうちに、当該供給物品に「かし」があると認められるときは、乙は甲の指示により、その供給物品を取換え、若しくはその「かし」を補修し、又はその「かし」によって生じた滅失若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。

(規程等の適用)

第18条 この契約に定めのない事項については、規程及び関係法令に定めるところにより従うものとし、契約に関し疑義が生じたときは、甲乙両者協議のうえ定めるものとする。